

今年7月1日(木)から各施設にごみを持ち込む時の手数料と手続きが変わります。

クリスタルプラザ、クリーンプラント、伊香クリーンプラザに持ち込まれる搬入手数料・搬入手続きが次のとおりとなります。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

なお、ごみ収集用指定袋の料金改定はありません。

■ごみ搬入手数料の変更

家庭ごみ (可燃・不燃・粗大)	40円/10kg ^(税込) (現在の手数料)	▶	80円/10kg ^(税込) (新手数料)
事業所ごみ (可燃・資源)	130円/10kg ^(税込) (現在の手数料)	▶	190円/10kg ^(税込) (新手数料)

※家庭の可燃・不燃ごみ、事業所の可燃ごみを収集用指定袋で持ち込まれた場合、または家庭の資源ごみを持ち込まれた場合は、搬入手数料はかかりません。

※分別ルールを変更するものではありません。

■搬入手続の変更内容

ごみの発生場所などを確認するため、搬入ごとに搬入申請書の提出及び免許証などの身分証明書の提示が必要になります。廃棄物の適正処理のため、ご協力をお願いします。

搬入時に必要なもの(令和3年7月から)

搬入申請書(新しい様式は5月から配付予定)

搬入申請書はセンターホームページに掲載しているほか、センター・各構成市窓口(環境保全関係課)で配付します。

手数料

搬入量に応じて手数料を納入いただきます。

【家庭ごみを搬入される方】

身分証明書 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど身分証明となるもの。

発生元が分かる書類(身分証明書と排出元住所が異なる場合) 公共料金通知、郵便物など排出元の住所が分かるもの。

【事業所ごみを搬入される方】

排出事業所が分かる書類 社員証、名刺、事業所宛て郵便物、免許証(個人事業主の場合)など

※発生元の住所が分かる書類がない場合、搬入をお断りすることがあります。

※指定袋、資源ごみの搬入時にも搬入申請書と身分証明書が必要です。

お問い合わせ先

湖北広域行政事務センター 業務課

TEL :0749-62-7143

FAX :0749-65-0245



▲センターホームページQRコード

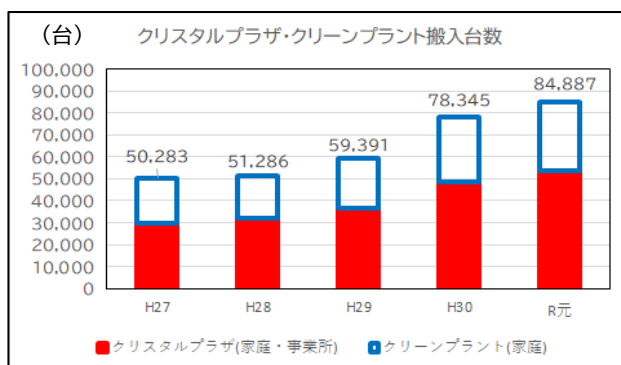
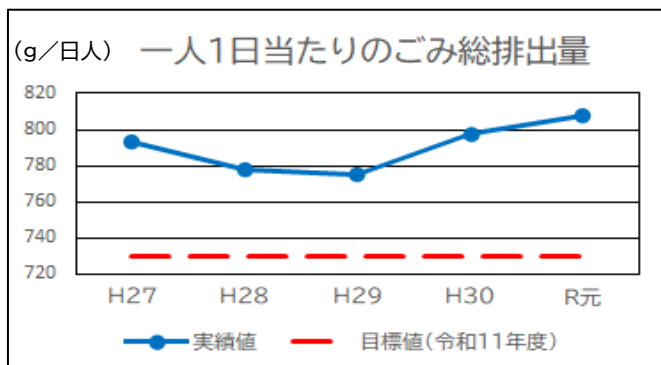
搬入手数料を改定する理由

■ごみ量が増加しています

近年、ごみ量が増加傾向に転じています。これは世帯の少人数化をはじめ、野焼き禁止の浸透、ご自宅の家財道具類の整理をする方が増えていることなどいくつかの要因が重なりあって、全体のごみ量を押し上げてきているものと考えられます。

このような背景もあり、搬入件数の平成27年度と令和元年度の比較では、クリスタルプラザは29,941件から53,724件(+23,783件)、クリーンプラントは、20,342件から31,163件(+10,821件)と大きく増加しています。

令和元年度に改定した一般廃棄物処理基本計画では、目標年度としている令和11年度までに一人1日当たり45g減らす目標を立てており、目標達成のための減量化施策の一つとするものです。



■維持管理費が増加しています

現在の搬入手数料は家庭ごみが平成元年度、事業系ごみは平成15年度に設定したものです。当時と比べ処理状況が大きく変わっており、センター処理施設の維持管理のための修繕費や薬品などの消耗品費が大きく増加しています。これらの費用の大半は長浜市・米原市からの負担金で賄っています。

ごみ処分単価(10kg当たり)

可燃ごみ

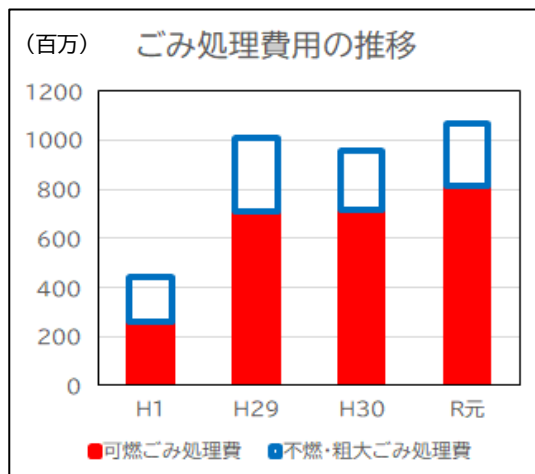
平成元年 117円/10kg ▶ 平成29年～令和元年平均 198円/10kg

不燃・粗大ごみ

平成元年 257円/10kg ▶ 平成29年～令和元年平均 510円/10kg

可燃・不燃・粗大ごみ合計

平成元年 152円/10kg ▶ 平成29年～令和元年平均 235円/10kg



このほか、適正な受益者負担の考え方および事業者の排出者責任の観点から搬入手数料の見直しを行うものです。

料金改定までの経過

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の7の規定に基づき、ごみの発生の抑制、再利用および再生の促進によるごみの減量化ならびに適正な処理について調査審議するため、市民・事業者および学識経験者などで構成された湖北広域行政事務センター廃棄物減量等推進審議会を設置しています。

当審議会が「ごみ搬入手数料の見直し」について3回にわたって審議され、その答申を尊重して、令和3年センター議会第1回定例会に湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例の改正議案を上程し、議決いただきました。

審議会資料など詳細はセンターホームページをご覧ください。